

所得証明、課税証明の違いについて

「所得証明」と「課税証明」とともに、町県民税（住民税）の算定のもととなる収入等を証明するものとなりますが、町県民税の税額が記載されるのは「課税証明」のみとなります。

収入または所得の情報が必要な場合はどちらの証明でも問題ありませんが、提出先から町県民税の税額を求められている場合は「課税証明」が必要となります。

申請の前に税額の記載が必要かどうかご確認いただき、お間違いのないようお願いいたします。

例)

越税証 第 号

平成30年度 町民税・県民税 課税証明書

住所	高知県高岡郡越知町越知甲1970番地		
氏名	越知 太郎		昭和 年 月 日生
(単位：円)			
平成29年分			
合計所得金額		¥2,102,000	年 税 額 ¥127,000
町民税	所 得 割	¥72,900	県民税
	均 等 割	¥3,500	
		¥48,600	均 等 割
		¥2,000	
合計所得金額の内訳			
(給与支払金額)	(¥3,261,088)	以下余白	以下余白
給与所得	¥2,102,000		
以下余白	以下余白		

越税証 第 号

平成30年度 町民税・県民税 所得証明書

住所	高知県高岡郡越知町越知甲1970番地		
氏名	越知 太郎		昭和 年 月 日生
(単位：円)			
平成29年分			
合計所得金額		¥2,102,000	年 税 額 -----
町民税	所 得 割	-----	県民税
	均 等 割	-----	
			均 等 割

合計所得金額の内訳			
(給与支払金額)	(¥3,261,088)	以下余白	以下余白
給与所得	¥2,102,000		
以下余白	以下余白		